

「環境政策全般の全容と 日系企業の課題と戦略」

江頭 利将氏

上海清環環保科技有限公司 (STECO) 総経理

2018年10月講演

1. 中国では今、何が起きているのか

こんにちは、江頭です。私は53歳ですが、海外ですっと事業をしており、海外生活が27年になります。中国には15年で、そのうち10年は環境・省エネの仕事をしています。現場の声をたくさん聞きしていることから、本日は環境問題と日系企業というテーマでお話しします。

昨年と今年の1年10か月の間に、このテーマで、日商倶楽部やJETRO主催のセミナーを38回、させていただきました。お手元の資料は50~60ページあるかと思いますが、全部ご説明すると2時間半かかります。本日は1時間ですので、「森を見ましょう」ということを一番のポイントにお話をしようと思います。

まず、現実には中国では何が起きているのでしょうか。中国の変化のスピードについては今さら私が言うこともありませんが、日系企業の対策が後手後手に回っており、危機的な状況の企業もあるということをごまかしていただきたいと思っています。

ゴルフに例えると、濃霧の中で、さあ第1打をどう打とうかというのが今の日系企業の状態です。本来はしなければいけない対策をしないままに初動ミスを繰り返しており、それが命取りになっています。水先案内人、ゴルフ場ならキャディーがいないので、前に進めずにいるわけです。

中国における環境政策の概要をご紹介します。まず1979年に環境保護法が成立し、以後、さまざまな法律が作られ、2010年頃までに法律上はほぼ準備が整いました。ところが、実際の環境はなかなか改善されないままにきて、2011年に潮目が変わりました。北京の米国大使館が、自主測定したPM2.5の値を公表したのです。政府は公表したことを問題視したものの、測定値が正しいことが分かって、国民は政府に不満を抱きました。そんな中、2012年に習近平総書記が就任しました。

彼が最初に行ったのは、腐敗撲滅運動です。また、この環境問題の発覚を受けて、2013年に環境に関する行動計画

が発表されました。しかし、この計画が1年たっても動き出しません。その理由は、背景に腐敗問題があったからです。そこで、2014年に環境監督管理と法執行強化に関する国務院弁公庁通知が出されました。内容は、これからは環境対策に対する仕事実績に応じて昇進・降格を決めるというものです。

これによって役人の仕事ぶりがガラッと変わり、2015~2017年の3年間に、日系企業に大きな波紋が広がりました。「環境問題は大変だ」「全然ついていけない」「法律はどうなっているのか」「当社の対策はどうか」と右往左往している状態です。

2017年11月に、中国共産党の第19回全国代表大会が開催されました。ここで習近平総書記は、「中国は新しい時代の特色ある社会主義を構築していく」と打ち出しました。「統治国家推進」と「環境問題の解決」の二つが、この新改革の両輪となったのです。

習近平総書記が打ち出した方針を「19大精神」と呼び、これを貫くことが新しい社会主義国家の継続につながるとされました。2017年末から2018年上半年にかけて、各地で19大精神の徹底的な研修会が行われ、役人が1週間から10日間ほど、缶詰状態になって勉強会を行っています。19大精神を読んだ感想文や、その為にはこれからどうするのかという決意文のようなものを書いたというのが中国の現状です。

日本ならPDCAなどといって、計画を立て、実際にやってみて、チェックして直すということをすると思いますが、中国では、とにかくまずやってみるのです。仮定でプランを立て、そこからスタートするので、DCAPのような感じですよ。

また、中国経済の質を変えてアップグレードするために、イノベーションの促進を目的としたいろいろな予算を使っています。先日はアリババのジャック・マー会長引退のニュースがありましたが、アリババは中国政府の政策にのっかって急成長した企業であり、彼らが歩んできた道は

中国が目指す道と重なるので、あれほどの大企業になれたのだと思います。

2. 監査と処罰の制度を強化

2018年3月11日に、中国の憲法が改正されました。日本では総書記の任期制限撤廃ばかりが注目されましたが、本当のポイントは以下の二つです。1番目は監察法の改正です。従来は監察部が共産党員の違反を摘発しようとしても権限が弱かったために実効性があまりなかったのですが、国務院の一部署であった監察部を国家監察委員会に格上げして権限も与えました。さらに、監査対象が共産党員だけでなく、法に基づき公職に携わる者に広げられました。

2番目は環境保護法のアップグレードです。特に、環境保護の目標責任制度および評価制度が強化されました。管理者や責任者に対する処罰制度、昇進・降格、さらに罰金の日割り計算ができるようになったため、指示を出しても従わない場合は、改正されるまでずっと日割りで罰金が請求できるようになりました。また、公安委員会による違反者に対する差し押さえや生産活動の凍結、責任者の拘留が可能になりました。

加えて、終身責任制も導入されました。責任者の退任後に問題が発覚した場合も責任を問われる、つまり責任から一生逃れられないのです。そのため、地方には、退任後も過去の事を知られないかとおびえている人たちが大勢います。

違反の対象が増え、処罰もレベルアップしました。例えば汚染物排出許可証を取得せずに大気汚染物質や水汚染物質を排出した場合、従来は明確な処罰がなかったものが、改正後は許可証を取得するまで操業停止となりました。

さらに、今回の改正で大きく変わった点があります。操業停止改善決定の解除後、1年以内に同じ違反行為があれば、閉業や廃業を命じることが可能になったのです。従来は罰金ですんだものが、廃業を命じられるということになりました。

憲法改正で取り上げられた三つの部署のうち、生態環境省に注目してください。これは環境保護省と、国家発展改革委員会の国土資源省の中にあつた環境保護部門とが一体化して生まれたものです。「省エネ・環境」といわれるように、省エネ問題と環境問題は密接に関連しているため、従来は別々の部署が担当していたものを一本化しました。

環境対策の現代化と強化のために責任を明確化し、新たな部署をつくり、ラインに関係のない局長を新たに任命し、腐敗とは無関係な状況を作り上げました。

今、中央監査団による特別監査が各地で行われています。その際に問題が発覚すると、管轄する局長が管理不行き届きで処罰されます。従来とは違って誰も助けてくれな

いため、日系企業も含め、みんながビクビクしています。中央監査団が来る前に省や市が自主的に監査を始めています。

この中央監査団は、環境問題専門の監査団と共産党規律検査委員会の担当者がチームを組んで現場にやってきました。先ほどお話ししたように、環境問題があるということは、そこに腐敗があるということだからです。

中央監査団は、企業が環境関連の法律を遵守し、設備が適正に運用され、基準値を超えていないかどうか調べます。企業の中には、監査が来る日は操業を停止したり、あらかじめ書類を処分してしまうところもあるので、そういったことも調べます。役人については、法律に従って適正な監督が行われているかどうか調べられ、最終的な責任が問われます。

2016年から翌年にかけて第1回中央監査団が実施され、多くの問題が発覚しました。しかし、その後の処理が不十分だったため、2018年6月に各地域ごとの見直しが行われました。指摘された問題の対応が不十分だった場合は国務院から警告され、取り締まりが一層強化されるようになります。

日系企業に対して、法律をきちんと理解しているか、基準は大丈夫かと聞くと、「うーん、多分大丈夫だ」という返事をいただくことが多いのですが、法律は100%理解しておく必要があります。基本法があり、具体的な指針があり、基準があり、行動計画まであります。さらに、各地方ごとに上乗せ基準、横出し基準というものもあって、自社がどの業界に属し、工場がどこの管轄かによって全て決まるのです。大気十条、水十条、土十条、さらに固体廃棄物（固废）十条といったものが出てきており、行動計画に従って生産し、環境体制も整える必要があります。

3. 日本よりも厳しい環境基準を導入

中国における基準を、具体的にご説明します。旭化成グループの水処理エンジニアリングのメンバーに中国の排水基準についてうかがったところ、日本とは全く異なり、非常に厳しいものであることが分かりました。質の高い材料や技術、経験が必要となるため、日本の工場で排水の担当をしていた人が中国に来て対応できません。

大気については、NO_x（窒素酸化物）の基準値を見ましましょう。日本では、東京や横浜といった一番厳しいところでも50PPMですが、北京や天津、成都、西安では2017年4月1日から14.6PPMなのです。また、上海は2020年10月1日から24.4PPMとなりますが、これでも日本の約半分です。

この基準について、日本のボイラーのトップメーカーで

ある三浦工業の技術営業部長にうかがったところ、「日本でも対応が難しい。われわれの最高燃焼効率のボイラーにNOx除去装置を付けないと達成できない」とのことでした。三浦工業は中国に新設した工場では2019年から最高レベルのボイラーを製造するそうですが、2019年の製造計画は既にいっぱいだそうです。

中国は一党独裁といわれますが、中国共産党が一番大きいので独裁に見えるものの、ほかの党もあります。一党独裁のいいところは、明確な目的や指針があり、強固な組織体制を整え、柔軟性とスピード感があることです。これに対して、日本企業の問題は「はっきりしない」「スピード感が全然ない」。中国の強みを、ぜひ学んでください。

また、各企業の環境対策を評価する企業環境信用評価制度のようなものがあります。その評価が最低レベルだった場合、事業継続が困難になるほどの厳しい規制があります。例えば天津の平安銀行は、融資前の与信審査時に、対象企業が環境対策に正しく対応していないことを見逃して融資してしまったため、連帯責任を問われて50万円の罰金を科せられました。

日系企業の環境対策が不十分なために金融機関が処罰されることはないと思いますが、日系企業がサプライヤーとして取引している中国企業が、同じように処罰されるおそれは十分にあります。そうなると、最終的に日本のメーカーがものを作れないという事態になる可能性があります。

中国では、第13次五カ年計画の最後の年に当たる2020年までに達成しなければならない明確な基準があります。そのため、2019年に前倒してやっていこうとしており、のんびり構えていると時間がなくなりかねないので十分に注意してください。環境への取り組みが遅い企業は不要だというのが中国政府の考えです。従って、日系企業はトップランナーとしてどう対応するか考えなければならない時期にあります。

「中国製造2025（メイド・イン・チャイナ2025）」という言葉をお聞きになったことがあると思いますが、中国製造業の発展計画として「産業構造の変化」と「環境に優しい製造」を掲げています。その土台作りが2020年の第13次五カ年計画に含まれ、次の第14次五カ年計画には、この中国製造2025に向けた準備が行われます。

私は、日本企業の責任者の方々に、「まず、中国を統治している役人の立場になって考えてみてください」と申し上げています。中国の統治体制は三角形であり、上から下りてきたことを下の人がやる。だから、彼らは上しか見ていません。にもかかわらず、上が言っていることが180度変わってしまったのです。以前は「とにかく外国企業を誘致して、GDPを上げろ」と言っていたのに、今は「そん

なことよりも、環境対策だ」というわけです。

一例を挙げると、5年ほど前に、南通市に王子製紙が進出しました。大々的に宣伝をして、市も大歓迎でした。工場が完成し、排水の処理設備も整えましたが、住民が「臭いがする」、「こんな排水を放流するな」と反対運動を起こしてしまい大変なことになりました。そこで、王子製紙は新たに排水を100%リサイクルする設備のために大変な投資をしたそうです。

5年経った今、どうなったでしょうか。政府の方針が変わって、「大事なものは環境対策だ」となったことで、王子製紙は環境に最も優しいモデル企業として称賛されているのです。これが時代の変化です。上の方針が変わると下の動きも変わるということをこの例が如実に示しており、十分に気を付けなければなりません。

4. 中国における日系企業の現状

中国における日系企業の現状をご紹介します。日本の本社と中国の進出先の認識ギャップが大きいと、よくいわれています。A社はVOC（揮発性有機化合物）対策に失敗しました。業者からお金を受け取っていた社内のスタッフが勧めた数億円規模の設備を日本人の責任者が了承し、導入したものの、基準を全く達成できませんでした。そこに査察が入ったので、当該のスタッフが書類を偽装。のちに全てが判明して230万円の罰金を科せられた上に、約1億8000万円の設備を追加で導入しなければならなくなったそうです。

工場を新設する際は、あらかじめ環境影響評価報告書を準備しないと環境違反になりますが（新規または改訂など）、B社では、役人と仲がいいといって安心していました。そこに中央査察団が入り、書類と実際とが異なっていたために40万円の罰金となりました。ちなみに、環境対策に違反した場合の罰金は法律上は10万～100万円ですが、私が聞いているところでは相場が40万～50万円である場合が多いようです。

C社では、スタッフは真面目に仕事に取り組んでいたものの、経験不足だったため、そのスタッフが勧めた設備を入れても基準が達成できずに罰金を科せられ、さらに追加の設備も必要になりました。

D社の場合は、非常に残念なケースです。基準が達成できていなかったため、弊社が委託を受けてコンサルティングを実施し、設備メーカーによる設計案や見積も含む改善提案をお出しして、D社には喜んでいただくことができました。ところが、総経理が日本の本社に問い合わせたところ、予算がないと言われ、決済が下りるまで2～3カ月待たされている間に監査が入って50万円の罰金を科せられて

しまったのです。

E社は、想像もつかない事例です。ここは環境対策は万全でしたが、環境保護局の通常の区レベルではなく、一つ上の市クラスの役人が突然、査察に訪れました。門をに入って、ある設備へ真っすぐに歩いて行って測定したところ、pHの値が異常だったために25万円の罰金を命じられました。納得がいかないE社は公聴会の開催を要求し、結局15万円の罰金となったのです。これは、実は内部告発によるもので、しかもpHを管理する設備が何者かに壊されていたことが分かりました。

弊社は環境保護局とは良好な関係にあり、先日も同局の責任者に講話をお願いしたばかりです。そこでどんな話が出たかというところ、例えば上海市の閔行区には行政処罰を受けた企業がたくさんあり、そのうちの40%は内部告発によるものなのだそうです。役人がハッキリと発覚した理由を内部告発だと明言しているのです。

中国で環境に関する内部告発をしたら、告発者は報奨金をいくらもらえるとしますか。違反の度合いに応じて、1000円から5万円なのです。これが安徽省では2倍となり、最高で10万円もらえます。告発者の名前は公表されません。頭のいい人間は、汚水処理設備などをわざと破壊して内部告発するでしょう。これが中国の現実です。

5. 問題解決に必要な8要素

問題を解決しようとするときは、現実から課題を見付けなければなりません。課題を発見するためにはいろいろなステップがあります。私が日系企業の皆様にまず申し上げたいのは、賞味期限の切れた成功体験は捨ててくださいということです。日本の本社には、「昔、中国はこうだった」「俺がいた頃は、こうだった」などと言っている役員がずいぶんいらっしゃるようですが、そんな話はやめてください。しかも、日本人はどこまでも性善説です。

また、昔ながらのPDCAもやめましょう。全て分かった上でないと動けないという「網羅思考」ではだめです。変化が激しい中でそんなことをしていたら、時代に乗り遅れてしまいます。年代順（交代制）の人事もやめていただきたい。さらに、自分の任期中は問題を起こしたくないという責任者も大勢いらっしゃいます。私がいくら申し上げても、「来年3月までの任期だから、今はやらない」と。では、次の人はどうなりますか。

日本の本社と現地とのギャップが大きいことも問題です。そして、本社から来る「現地力」のない監査団。会場で笑いが起きていますが、本当です。監査団は1週間くらいいますが、そのうちの3～4日はほとんどカラオケをしに来ているのではないかと思うくらいです。日系企業に勤

める友人たちは、「監査団が来ているから、この1週間、夜は全然動けない」と言っています。

次は社内の寄生虫スタッフ、すなわち業者との癒着です。私は日系企業を約300社ほど回らせていただいているのですが、5年ほど前から、「社員の自家用車所有率が上がって、駐車場が足りない」という話をよく聞きます。一般社員の給料は車を買えるレベルではないにもかかわらず、なぜアウディやレクサスに乗れるのかといえば、これはもう裏金しか考えられないでしょう。

専門性のない通訳も、非常に大きい弊害があります。環境問題には化学や機械の話がたくさん出てきますが、日本語学科を出ただけの一般的な通訳は、申し訳ないのですが使えません。技術が分からない人がいくら通訳をしても、聞いているほうはチンプンカンプンです。

中国政府の環境政策が厳格化し、突然の行政処罰が多発しています。しかし日系企業の責任者は何も分からない、何も決められない。右往左往して、結局は待ち状態です。環境対策に不備があり、処罰された。スタッフからの報告も遅いうえに、あいまいで意味不明。これが会社のイメージダウンを引きおこし、株価にまで影響を与えています。

まず、確実に対策をする態勢をつくらなければなりません。その上で、原因の把握、対策の検討、組織改革、環境対策の見える化を図る。さらに、影響を把握し、対策を策定する。最初に、何が問題なのか、何を解決しなければならぬかという課題にフォーカスする必要がありますが、そもそもこれが分かっていない方が多すぎるのが問題だと思います。

そこで、この問題を解決するために必要な技術・能力を八つにまとめました。われわれは、自らを「解決するための水先案内人」と呼んでいます。

- ① 政策・動向の分析力
- ② 情報収集力 法律法規は、今年だけでも150種類くらい改正されており、その全てを追いかけるのは至難の業です。
- ③ 基準・条令の把握力 これも常日頃から変わっているので、把握する力が必要です。中央政府や地方行政、保護局、区役所といったところの情報収集、分析、把握ができなければなりません。
- ④ 技術・設備・現場力 工場を稼働させるために必要な技術や設備などを理解する必要があります。
- ⑤ 言語能力
- ⑥ 戦略・対策の策定 公的機関とやりとりするためには、「どういうふうにするか」「どの人に話を持っていくか」といった戦略、戦術、交渉力がないことには話が始まりません。

- ⑦ 交渉力
- ⑧ 統括力 環境影響評価報告書は国の許認可を得た測定業者しか作成できないため、彼らに依頼するしかないのですが、ローカル企業なので日本語は通じません。また、日本企業の考えも理解してもらえません。彼らと良いい関係を築き、彼らを巻き込んで適切な報告書を作成するように持っていくかという統括力が必須です。ある設備会社が排気の測定を業者に依頼したところ、自分たちが設備の専門家として測定した排気のデータと全く異なる測定値が出て、しかもそれを勝手に中央政府に届け出てしまいました。ですから、自社の事情に応じた適切な測定結果が得られる測定業者を見付けなければなりません。

6. 徹底的な現状把握と改題解決への取り組み

こうした水先案内人を受け入れる企業側にはどうあってほしいかという、われわれの希望も含んだお話をします。

孫子の『兵法』に「彼を知り己を知れば百戦殆からず」「善く戦う者は、人を致して人に致されず」とあるように、まず自分たちがどうあるのかをよく考える必要があります。そのためには、中国共産党の体制を踏襲し、同じスタイルでやってみてください。明確な目的と指針を持ち、サポート企業と密接な関係を築き、リーダーを擁立していただきたい。さらに、責任者自らが事情を理解し、課題解決の明確な指針を打ち出してください。

次は、目的達成のための強固な組織体制です。上意下達、下意上達の透明な体制をつくと同時に、環境対策の専門チームを立ち上げてください。チームは環境対策の担当部署と人事労務部、コンプライアンス部の協調が必要です。なぜなら、汚職や賄賂は必ずあるという前提で、対策を取らずに環境対策だけをやっても効果がないからです。

そして、変化への柔軟性とスピード感。意思決定のスピードを上げるために、責任や決定権、予算を現地に与え、即断・即決しないと問題解決には至りません。

まず現状を徹底的に把握しないとどんな対策をとったらいいかわからないので、われわれは「現状診断（企業の健康診断）」をお勧めしております。中国は、2020年までに800件の国家標準や基準を更新するといっています。それに対応するためには自分自身の状況が分からないといけないうし、体制も必要です。

こんな問題も起きています。ある日系のサプライヤーが20万円の罰金を命じられたにもかかわらず、生産を続けました。裁判で理由を問われたサプライヤー企業は、「注文量を納品できなかつたら、20万円の罰金よりもはるかに大きい違約金を払わなければならないから」と答えました。

これが政府内で大きな波紋を呼び、政府はサプライチェーン全体の問題と捉えて、発注側にも連帯責任を負わせる流れになっています。ですから、日系企業においても、部品の発注先との契約内容を見直さないと、裁判になった時に店頭しなければならなくなる可能性があります。

次も、生態環境損害賠償という裁判の事例ですが、公害事件に対する公益訴訟というものです。江蘇省のある企業が、経営許可証がない業者に102トンの危険な廃液の処理を委託したところ、処理能力のない業者がそのまま長江に不法投棄したため、流域住民の飲用水供給が一時停止されるほどの重大な環境汚染を引きおこしました。

江蘇省人民政府がこの会社を相手取って起こした裁判は結審しており、環境修復費として、生態環境サービス損失・プラス・鑑定費として5482万円の罰金刑を言い渡されました。5482万円はほぼ10億円に相当し、うち3600万円は生態系回復資金、1800万円は被害者への保証金となっています。これは、環境保護法の改定によって裁判が可能になった最初の案件です。

この事件の原因はセールスマーケティングマネージャーが知り合いの会社に委託したことにはありますが、社長も監督責任を問われて有罪になり、関係者19人が1～6年の禁固刑、当の本人は51カ月の禁固刑と罰金3万元という判決でした。

同様の事件は、日系企業でも十分にあり得ます。セールスマーケティングマネージャーが許可証のない業者に委託したという事例は、実は日系企業でも起きています。弊社が日系企業にコンサルティングをする場合、委託業者に許可証を全て提出させ、内容をつぶさに確認すると、やはり疑念を抱かせるような会社があります。しかし、いろいろ調べていくと、何となくうやむやになってしまうのです。私は総経理に「あの会社には絶対に頼んではいけません」と申し上げます。そういうところは、処理の報告書も出しません。その会社を紹介した人がまだ社内にいるのであれば、即刻解雇すべきだと申し上げます。そこまでしないと、会社は改善しません。

また、先ほどは環境設備を壊して内部通報をしたケースをご紹介しましたが、環境設備には二重、三重に施錠し、責任者以外は立ち入れないようにし、できれば24時間稼働する監視カメラを取り付けるようにとアドバイスします。そのくらいしないと、環境対策にはなりません。

7. 中国はこれからどうなるのか

中国は、これからどうなるのでしょうか。まず水質汚染物質は排出ゼロ、ゼロエミッションです。先日も、メッキをしているお客様企業から「排水が若干あるが、今後どうな

るか」という問い合わせがありましたが、結論は「メッキをやめるか、工場を中国の外に移転するしかありません」（もしくは、メッキを許可された特別地域にメッキラインを移設する）。これ以外に、われわれが確信を持って言えることはありません。

さらに、汚染物質排出の総量規制が始まります。CO₂の総量規制も強化されます。先ほどお話しした信用評価制度も徹底され、土壌モニタリングが始まります。工場の土壌をチェックする自己検査です。

汚染土や固形廃棄物の管理の徹底化が進み、工業園區の淘汰と整理が始まります。既に國務院から発表されており、例えばメッキであれば、メッキを許可する工業園區と許可しないところの淘汰・整理が始まっています。工場がどこにあり、何を作っていてどんな廃棄物を出しているかということも判断材料になり得ると思います。

以上、ありがとうございました。

質疑応答

A： 日本は法律による規制を作りすぎたためイノベーションが起きにくくなっており、規制を撤廃すれば新しい産業が生まれると聞いたことがあります。また、1970～1990年代にかけて、汚染物質を出すような工場が日本では難しくなり、どんどん中国に出ていったような感じもします。

これらを考え合わせると、中国でベンチャー企業を興そうと思っても法規制が多すぎるため、ベトナムやミャンマーに出て行く可能性があるのではないのでしょうか。

江頭：規制というよりも、日本では資金面も含めて短期的な結果ばかりを求めているように感じるので、もっと長期的に考える必要があると思います。汚染物質を排出するような仕事は中国でもやりたがらないので、環境という観点からは、環境技術に長けた日本企業は今、中国で求められているのではないのでしょうか。日本では難しかった中小企業の環境技術が中国で花開く可能性はあります。そのかわり、資金は必要です。

B： 中国の規制の基準値は日本よりも厳しいというお話でしたが、日本に比べて欧州もかなり厳しいというの

が環境規制の一般的な状況だと思います。中国がそうした規制を実施すると、やや行きすぎてしまう結果、いずれ見直してやや緩和せざるを得なくなるような事態は想定できるでしょうか。

江頭：あり得ると思います。中国は自らを大国だと思っているので、世界最高の基準でやろうとしています、それが無理な場合もあります。

例えばメッキですが、中央政府の基準からすると金メッキは不可能ですが、実際には行われています。メッキ業界の学識経験者が反対意見を出した結果、ガイドラインが変更されました。環境問題も、2021年以降に部分的に緩和されると思います。彼らは、やってみてダメだったら変えるという考えです。

C： 環境問題に関して、中国では制度が始まったばかりなので、日本の環境技術が伸びていく可能性があるのか。もしくは、中国の環境産業が伸びつつあって、日本とせめぎ合いとなっているのか。日本のビジネスチャンスは、まだたくさんあるのでしょうか。

江頭：非常に素晴らしいご質問だと思います。中国の環境対策のメーカーも、技術力はだいぶアップしていますが、彼らに欠けているものがあります。日本企業は気付いていませんが、それは効果を持続させるための保守メンテの部門です。持続性を保つノウハウは日本にしかありません。弊社は13年目になり、技術スタッフを抱えています、彼らには持続性がなく、続けられない。できるだけはしょってやろうとします。これが環境問題の一番大きな点です。

約50年にわたった日本のODAは終了しましたが、ODAで日本から中国に導入された環境対策の設備は、現在ではほとんど放置状態です。設備を導入したものの、保守メンテナンスをしながらずっと使い続けるということをしていないのです。ですから、日本企業が今後、中国で環境ビジネスを手掛けるのであれば、保守のノウハウも一緒に持ってくる必要があります。弊社は中国政府とコミュニケーションを取っており、彼らが望んでいるのはまさにそれです。管理運営のノウハウを、ぜひほしいと思っています。